

第14回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月28日(月)午前9時30分から午前11時00分

2. 開催場所 川西町農村環境改善センター 研修室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第19号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議 第 81号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議 第 83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 84号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 85号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 田宮枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第14回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会に、農業委員会等に関する法律第29条並びに、川西町農業委員会会議規則第17条の規定により、玉庭地区の市川博幸農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席8番高橋孝博委員、議席9番黒澤一利委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第19号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第19号、平成30年3月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。2月申し出件数4件、田24,071㎡。個人への調整決定件数1件、田2,989㎡、支援センターへの調整決定件数3件、田21,082㎡。所有権移転合計4件、田24,071㎡。利用権の設定。2月再設定件数17件、田145,978㎡、畑3,013㎡。2月申し出件数1件、2,775㎡。取り下げ1件、田2,775㎡。利用権設定合計17件、田145,978㎡、畑3,013㎡。利用権の移転合計1件、2,424㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第81号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

11ページをご覧ください。議第81号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は6件です。

(議第81号1番から6番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

13ページをご覧ください。議第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第82号1番から3番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番の件について、玉庭地区市川博幸推進委員より報告願います。

玉庭地区 市川博幸農地利用最適化推進委員

番号1番について、3月17日私が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に、番号2番の件について、議席4番 新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号2番について、3月21日内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は父、娘間の使用貸借を解約しての贈与、受贈です。譲受人は新規就農し、地域の担い手として意欲的に農業経営をおこなっており、また、畑作部門の規模拡大を予定しております。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

次に、番号3番の件について、議席9番 黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号3番について、3月17日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、規模拡大です。これまでも譲受人が耕作しており。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

市川博幸推進委員については、ここで退席いただきます。大変ご苦労様でした。

議長 大沼藤一

日程第7、議第83号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について

(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

14ページをご覧ください。議第83号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は14件です。

(議第83号1番から14番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番及び2番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男

番号1番について、3月18日山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号2番についても3月18日山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号3番から5番の件について議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄右エ門委員

番号3番について3月18日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。また、離農となるため農地中間管理事業について話をしましたが、双方での話し合いにより農地法第3条での申請になりました。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号4番についても3月18日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号5番についても3月18日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号6番、13番及び14番の件について本職より報告致します。

10番 大沼藤一委員

番号6番について3月20日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号13、14番について3月19日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号7番の件について議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号7番について3月23日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号8番から11番の件について議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号8番から10番について3月17日竹田推進委員、後藤委員、私の3人で現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号11番について3月19日渡部推進委員と私で現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号12番の件について議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号12番について3月17日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第84号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

18ページをご覧ください。議第84号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う貸貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第84号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年12月末日で完了する計画です。

農地区分は水道、下水道管が埋設されている道路の沿線の区域であり、かつ500m以内に2つ以上の教育施設が存在している農振農用地区域外の第3種農地と判断されます。内容はドラックストアの建設です。

所在は川西町大字中小松地内です。川西中学校北に位置しており、コンビニエンスストアとホームセンターの間になります。資料3ページの案内図に申請地が図示されています。資金計画については、残高証明で確認しております。雨水については、自然流下

で白川土地改良区の許可を得ております。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、平成30年3月15日 新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしました。申請の土地は、農用地区域外農地（白地）のコンビニ、川西中、ひらせいに囲まれた「田」であります。

申請人は農地を借り受け、ドラックストア薬王堂を建設するものです。用水路の使用について、白川土地改良区の許可を得ているということで、周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第85号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。なお、本案件は、全委員による調整会議を経て上程されたものでありますので、簡略に説明願います。

主事 原田恭兵

議第85号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

19ページです。(議第85号本文及び整理番号7611番から7633番について朗読により説明) 本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第14回川西町農業委員会総会を閉会いたします。